

先進医療の保険導入等及び施設基準の見直しに係る検討方法について（案）

先進医療会議は、既評価技術について、実施保険医療機関からの実績報告を踏まえ、普及性、有効性、効率性、安全性、技術的成熟度及び社会的妥当性等の観点から、保険導入に係る検討（施設基準に関する検討を含む。）を行うこととされている。

また、先進医療として継続させる場合には、実施可能な保険医療機関の施設基準について検討を行うこととされている。

平成 28 年度診療報酬改定に向けた検討については、保険導入等に係る評価の透明性・公平性の向上、施設基準の見直しに係る検討の効率化の観点を踏まえ、平成 26 年度診療報酬改定の際の手法を参考として、以下に示す方法で検討を行うこととしてはどうか。

1. 平成 27 年度実績報告の集計

平成 27 年 6 月 30 日時点で先進医療を実施している保険医療機関は、平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の期間における先進医療の実績について、平成 27 年 8 月末までに地方厚生（支）局長に報告することとされている。

2. 事前評価（～12 月）

評価対象となる各技術について、構成員及び技術委員の 3 名による以下のような評価（書面審査）を行う。

【事前評価】	保険導入等		施設基準の見直し
具体的な内容	実績報告等を踏まえ、A～Dの4段階で評価（理由も明記）。 A…優先的に保険導入が適当 B…保険導入が適当 C…継続することが適当 D…取り消すことが適当	A又はB評価とした場合に限り、仮に保険導入された場合の施設基準について意見を記載。	仮に「継続」となった場合を想定して、普及促進等を考慮し、新たな施設基準(案)を検討。
主担当	○	○	○
副担当 1	○	○	—
副担当 2	○	○	—

書面審査の評価に基づき、全技術を以下のとおり分類する。

ア：構成員又は技術委員 3 名全員が A 又は B 評価

イ：ア、ウ以外

ウ：構成員又は技術委員 3 名全員が D 評価

3. 先進医療会議における評価（12 月～1 月）

- 評価対象技術について、事前評価の結果を先進医療会議に報告する。
- 事前評価の結果に基づき、評価対象技術についての検討を行い、保険導入等について先進医療会議の評価を取りまとめる。

先進医療会議における評価の基本方針（案）

- ・ アに該当する技術：保険導入の適切性について検討
- ・ イに該当する技術：保険導入又は先進医療継続の適切性について検討
- ・ ウに該当する技術：先進医療取消の適切性について検討

4. 中医協総会に報告（1 月）

先進医療会議における最終的な評価を中医協総会に報告する。

5. 施設基準の見直しに係る検討（1 月～3 月）

中医協総会において、先進医療での継続が妥当とされた技術について、事前評価において作成した施設基準（案）に基づき、先進医療会議において検討を行い、施設基準を最終決定する。

6. 医療技術評価分科会との連携

平成 28 年度診療報酬改定より、既に先進医療において実施されている技術に係る提案書については関連学会から当該分科会に提出できることとされている。提出された場合の先進医療会議における対応については、中医協及び医療技術評価分科会の議論を踏まえ、更に検討することとする。

平成28年度診療報酬改定に向けた 先進医療の保険導入等及び施設基準の見直しイメージ

H28

(4月～)

(1月)

(1～3月)

(12 ~ 1月)

(~12月)

先進医療会議

中医協

先進医療 会議

